

宮田元市議補助金不正受給問題

2012年11月20日

田辺市長 真 砂 充 敏 様

市民オンブズマンわかやま

事務局長 畑 中 正 好

連絡先 和歌山市十二番丁10番地

和歌山合同法律事務所内

電話073-433-2241, FAX073-433-2767

再調査の申入書

謹啓 貴職におかれましては、市民の福祉の向上と市政発展のためにご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、田辺市は、10月26日、宮田政敏元市議が関係する植樹事業補助金不正受給疑惑について、調査結果を発表されました。それによると、平成19年度から同24年度の間には交付された田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金計363万5100円については、各団体において当該補助金交付要綱（以下、単に「本件要綱」という）の趣旨や内容に沿って事業を実施していることなどから、一概に当該各処理等が不適切であると判断することはできないとして返還を求めないとされました。

しかし、田辺市のかかる判断は、本件要綱について誤った理解あるいは誤った解釈に基づいて判断していると言わざるを得ず、その結論は、到底、容認できるものではありません。そこで、田辺市の本件要綱の解釈の誤りなどを指摘するとともに再調査を求めて本申し入れを行います。なお、再調査されるか否かのご回答は、12月5日までに文書によるご回答を求めます。

記

- 1 田辺市は、一概に不適切であると判断できない理由に、本件要綱が苗木代について、「苗木等の単価は、建設物価等の公表価格による単価によるものとする」と規定していることを理由にしています。確かに、かかる規定が本件要綱の第3条4項に規定されていることはそのとおりです。しかし、田辺市は、4項のみを取り上げて本件補助金が、あたかも、建設物価等の公表価格による単価により交付するもの

であるかの如き解釈をされておられますが、本件要綱第3条は、1項から4項まで規定されており、4項のみをもって補助金の対象となる事業費を解釈すべきではないと言うべきです。そもそも、同条は、その1項において、「本事業の補助金の対象となる事業費は、苗木又は樹木の保全用資材の購入に係る費用とする。」と規定しています。この規定からすれば、補助金の対象となる事業費として、苗木等の「購入費用」に限定していることが明白です。換言すれば、苗木代等の購入費用に該当しない事業費は補助の対象外にしていることが明白と言うべきです。例えば、苗木を寄付された場合、苗木を購入していませんので、購入費用は発生しません。また、建設物価等の公表価格による単価より安く購入した場合、建設物価等の公表価格との差額が購入費に該当しないことは説明を要しないことです。従って、苗木を購入していない場合あるいは購入費とはいえない部分は、本件要綱3条1項の規定により補助金交付の対象外であり、それらを購入費として請求することは認められず、不適切な請求と言うべきです。それゆえ、本件要綱3条4項の「苗木等の単価は、建設物価等の公表価格による単価によるものとする」とする規定は、上記1項及び、同条2項に、「補助金の額は、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する」と上限規定が定められていることを考え合わせれば、苗木の購入費用にかかる単価の上限を示していると解すべきです。そうであるのに、苗木代の単価が、苗木購入費用の発生の有無あるいは単価の如何にかかわらず、建設物価等の公表価格による単価だとする市の見解は、明らかに本件要綱第3条の規定の解釈を誤っていると云わざるを得ません。従って、実際には購入費用が発生していなかったり、実際の購入費用を上回る金額を購入費用として偽った補助金請求をしていた場合などは、不適切な請求と扱うべきです。

- 2 田辺市は、領収書の提出を義務づけていないことも、一概に不適切であると判断することのできない理由に挙げておられます。しかし、領収書の提出を義務づけていないとしても、それをもって、直ちに、不適切であると判断することができないことに結びつくものではないと言うべきです。これは、単に、田辺市が性善説に基づき、補助金請求者は、虚偽の申請をしないものとみなし事務手続きを簡略にするため領収書の提出を求めていると解すべきです。また、領収書の提出を求めていることが、申請書類等が適正であるとするを担保するものでないことは言うまでもないことです。むしろ、補助金請求に虚偽記載の疑いが生じた場合には、領

収書などを徴求して調査することは田辺市民の血税を交付する田辺市長の当然の義務といえます。そして、苗木の購入費の記載が虚偽記載であることが分かった場合には、本件要綱の上位の定めである田辺市補助金等交付規則第15条(3)の規定により交付決定を取消し、同16条により返還を命ずるべきです。そうであるのに、単に、本件要綱に領収書の添付を義務づけていないことをもって、一概に不適切であると判断することはできないとするのは、適用及び判断の誤りと言うべきです。それに、そもそも、市長が定めた本件要綱に、領収書の添付を義務づけていないとしても、苗木等の購入費ではないものに公金で補助することは、補助することに公益性がなく、市長の裁量権の逸脱と言うべきです。

3 和歌山県が市と同じ日に宮田元市議が関係する8団体の補助金不正受給疑惑について、その調査の結果を公表し植樹事業に絡み県と県緑化推進会が交付していた補助金等計約3880万円のうち計約1494万円が水増しの不正受給であったとして返還請求すること及び、虚偽の文書によって県を欺罔し補助金等を詐取したと判断し、宮田元市議を詐欺罪で告訴するとしたことは、すでに、ご承知のことと存じます。また、田辺市は、県とも連携をしながら調査をすすめられてきたことからすると、田辺市の当該補助金にかかる水増しの実態についてもすでに把握されているのではないのでしょうか。当会でさえ、県の調査資料から、別紙一覧表のとおり平成24年度の2件については、県の調査対象外であったことから不明ですが、平成19年度から平成23年度分の19件計323万5100円の補助金に対し168万2737円が水増しであると特定することができましたので、なおさらその疑いは濃厚です。このように、すでに、県の調査でもって補助金の約半額に相当する水増しの事実が判明しているにもかかわらず、田辺市が、黒を白と言い続けることは、市民の市政に対する信頼を地におとしめることに他ならないと言うべきです。

4 田辺市が、苗木代の単価について、苗木購入費用の発生の有無あるいは単価の如何にかかわらず、建設物価等の公表価格による単価だとする見解に固執していることに鑑みれば、当該補助金を交付する際に、田辺市の職員ら及び市長は、本件要綱第3条の理解あるいは解釈を誤ったまま、苗木が購入されたものであるか否かあるいは、購入費の単価の如何にかかわらず、すべてを、建設物価等公表価格の単価によって交付するよう取り扱い、そのように執行してきたとする疑いが浮上します。しかし、そのような取り扱い・執行が誤りであることは上記1のところ述べたと

おりです。仮に、田辺市が、当該補助金の交付執行する際に、苗木の購入していない場合や購入単価が建設物価等公表価格の単価より下回る場合にもかかわらず、どの場合でも、建設物価等公表価格の単価で交付できると指導し執行していたとすれば、交付すべきでない補助金を交付してきたことになり、それに相当する金員の損害を田辺市に負わせたこととなります。そして、かかる損害の賠償責任は、誤った支出を執行した担当市職員および支出の最終責任者である市長にあるとすべきです。換言すれば、田辺市は、担当職員らと市長への責めをウヤムヤにするため、黒を白とすることにしたのではありませんか。このような疑いもありますので、当該補助金がどのように執行されてきたのかこの点も明らかにすべきです。この場合、宮田元市議が関係する補助事業にかかわらず、交付したすべての事業について調査を行い交付してきた実態を明らかにすべきです。

以 上

水増し金一覽表 【ふれあいの森緑化推進事業補助金】

年度	事業団体名	事業名	事業費	補助金	実績報告書記載内容		県が認定した購入先等						補助金と購入費の差額	備考		
					購入先	数量	金額	第二のぞみ園		EPA・ガミツ		ふたば福祉会			合計	
								数量	金額	数量	金額	数量				金額
1 H19	第二望み園	中部配水地周辺法面樹林化事業	230,000	200,000	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000									
2 H19	紀州木の会の会	中部配水地周辺法面樹林化事業	230,000	200,000	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000	700	309,750			700	309,750	紀州茶がゆの会の会の同業、紀州茶がゆの会の募金事業と一括。		
3 H19	NPO 紀州茶がゆ	中部配水地周辺法面樹林化事業	230,000	200,000	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000							紀州茶がゆと下の森の会の基金活用事業と一括。		
4 H20	紀南ユネスコ協会	文里「熊楠の森」植樹祭	230,000	114,800	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000	91	18,200	186	74,390	23	4,566	97,156	紀州茶がゆと下の森の会の基金活用事業と一括。	
5 H20	紀州木の会の会	三四六障害物最終処分場樹林復元事業	230,000	114,800	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000							164,829	紀州茶がゆ募金事業と一括。第二のぞみ園の分は次の事業のどちらかから不明につき宮田氏に不利にならないよう当該費用として計上。	
6 H20	下の森の会	三四六障害物最終処分場樹林復元事業	230,000	114,800	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000							278,700		
7 H20	NPO 紀州茶がゆ	紀南病院法面樹林化事業	230,000	114,800	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000									
8 H20	第二望み園	紀南病院法面樹林化事業	230,000	114,800	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000									
9 H20	桜咲く会	紀南病院法面樹林化事業	230,000	114,800	ミヤカ・ホ・レーゾン	528	220,000									
10 H21	桜咲く会	新文里港植樹修復事業	172,515	146,300	第二のぞみ園	342	146,265									
11 H21	NPO 紀州茶がゆ	神楽公園植樹事業	284,860	200,000	第二のぞみ園	483	223,860	1,248	249,600					344,385		
12 H21	紀州木の会の会	神楽公園植樹事業	284,860	200,000	第二のぞみ園	483	223,860									
13 H22	紀州木の会の会	紀南病院4号法面植樹事業	205,800	200,000	第二のぞみ園	420	196,000									
14 H22	NPO 紀州茶がゆ	紀南病院4号法面植樹事業	232,890	200,000	第二のぞみ園	527	221,800	172	34,352	456	219,080	859	171,749	425,181	木の会の基金活用事業及びび募金事業、紀州茶がゆの会の募金事業と一括。	
15 H22	山桜の会	紀南病院4号法面植樹事業	289,800	200,000	第二のぞみ園	540	276,000									
16 H23	紀州木の会の会	市清掃事業所「ツバ」作業所下法面植樹事業1	217,000	200,000	第二のぞみ園	450	217,000									
17 H23	下の森の会	市清掃事業所「ツバ」作業所下法面植樹事業3	217,000	200,000	第二のぞみ園	450	217,000									
18 H23	山桜の会	市清掃事業所「ツバ」作業所下法面植樹事業2	217,000	200,000	第二のぞみ園	450	217,000	802	160,400	480	200,032	450	90,000	450,432	木の会の募金事業と一括。	
19 H23	熊野やえんの会	市清掃事業所「ツバ」作業所下法面植樹事業4	217,000	200,000	第二のぞみ園	450	217,000									
合計			4,408,725	3,235,100		9,347	4,135,785	2,313	548,552	2,596	1,160,781	1,332	266,315	4,403	1,726,048	1,682,737

H24	山桜の会	目良公園植樹補植事業	217,000	200,000												県調査対象外
H24	下の森の会	市清掃事業所H19年度植樹地補植事業	214,500	200,000												県調査対象外